

# 答 申

## 第 1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和 5 年 4 月 1 0 日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「人事異動伺（会計年度任用職員）」、「履歴書」及び「鹿児島市本庁舎衛視業務嘱託員応募申込書」の一部を不開示とした決定は、妥当である。

## 第 2 請求対象文書及び決定の内容

### 1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容

- (1) 人事第 2 9 - 3 号による決定（以下「本件処分 1」という。）関係分人事異動伺（会計年度任用職員）及び履歴書
- (2) 特滞第 1 3 - 2 号による決定（以下「本件処分 2」という。）関係分人事異動伺（会計年度任用職員）及び履歴書
- (3) 管財第 3 6 - 2 号による決定（以下「本件処分 3」という。）関係分人事異動伺（会計年度任用職員）及び鹿児島市本庁舎衛視業務嘱託員応募申込書
- (4) 安心第 3 0 - 2 号による決定（以下「本件処分 4」という。）関係分人事異動伺（会計年度任用職員）及び履歴書
- (5) 保一第 5 9 - 2 号による決定（以下「本件処分 5」という。）関係分人事異動伺（会計年度任用職員）及び履歴書
- (6) 保二第 7 - 2 号による決定（以下「本件処分 6」という。）関係分人事異動伺（会計年度任用職員）及び履歴書
- (7) 谷保第 1 1 - 2 号による決定（以下「本件処分 7」という。）関係分人事異動伺（会計年度任用職員）及び履歴書
- (8) こ福第 5 4 - 2 号による決定（以下「本件処分 8」という。）関係分人事異動伺（会計年度任用職員）及び履歴書
- (9) スポ第 1 6 - 2 号による決定（以下「本件処分 9」という。）関係分人事異動伺（会計年度任用職員）及び履歴書
- (10) 道管第 8 2 - 2 号による決定（以下「本件処分 1 0」という。）関係分人事異動伺（会計年度任用職員）及び履歴書

### 2 不開示とした部分

別表のとおり

## 第 3 審査請求の趣旨及び理由

### 1 趣旨及び理由

不開示部分を開示せよ。

### 2 反論書における主張要旨

本件審査請求を認容するとの裁決が妥当と考える。

(1) 本件処分1 関係

ア 顔写真は、鹿児島市情報公開条例（平成13年条例第14号。以下「条例」という。）第7条第2号ただし書ウに該当する。

イ 職歴は、公務にかかる箇所があれば、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。かつ、弁明書にて学歴・経歴は理由として述べておりますが、職歴は述べていない。及び、●●新聞等で公開されているものである。

ウ 免許・資格において、国家または公的資格等公に表示できるものは、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

エ 報酬・賃金は、令和5年度当初予算の概要（甲第1号証）7枚目（4ページ）に人件費とあるので、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

オ 以前同様の公文書開示請求をした際に、顔写真は開示している。（甲第2号証）

カ 今回の公文書開示請求につき、公文書一部開示決定通知書（人事第29-3号（令和5年4月24日）（以下2において「人事第29-3号」という。）、特滞第13-2号（令和5年4月24日）（以下2において「特滞第13-2号」という。）、管財第36-2号（令和5年4月24日）（以下2において「管財第36-2号」という。）、安心第30-2号（令和5年4月24日）（以下2において「安心第30-2号」という。）、保一第59-2号（令和5年4月24日）（以下2において「保一第59-2号」という。）、保二第7-2号（令和5年4月24日）（以下2において「保二第7-2号」という。）、谷保第11-2号（令和5年4月24日）（以下2において「谷保第11-2号」という。）、こ福第54-2号（令和5年4月24日）（以下2において「こ福第54-2号」という。）、スポ第16-2号（令和5年4月24日）（以下2において「スポ第16-2号」という。）、道管第82-2号（令和5年4月24日）（以下2において「道管第82-2号」という。）、北清第24-2号（令和5年4月24日）（以下2において「北清第24-2号」という。）、廃指第35-2号（令和5年4月24日）（以下2において「廃指第35-2号」という。）、環衛第40-2号（令和5年4月24日）（以下2において「環衛第40-2号」という。））は、「4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」が全く同じであり、かつ、弁明書（人事第29-5号（令和5年5月30日）（以下2において「人事第29-5号」という。）、特滞第13-3号（令和5年5月29日）（以下2において「特滞第13-3号」という。）、管財第36-3号（令和5年5月31日）（以下2において「管財第36-3号」という。）、安心第30-3号（令和5年6月2日）（以下2において「安心第30-3号」という。）、保一第59-3号（令和5年5月29日）（以下2において「保一第59-3号」という。）、保二第7-3号（令和5年5月31日）（以下2において「保二第7-3号」という。）、谷保第11-3号（令和5年5月29日）（以下2において「谷保第11-3号」という。）、こ福第54-3号（令和5年5月29日）（以下2において「こ福第54-3号」という。）、スポ第16-3号（令和5年6月2日）（以下2において「スポ第16-3号」という。）、道管第82-3号（令和5年5月30日）（以下2において「道管第82-3号」という。））については、公文書番号、日付、市長の下の扱い、及び管財第36-3号

が「2 審査請求に係る公文書の件名(2) 鹿児島市本庁舎衛視業務嘱託職員応募申込書」が他と異なっていることを除き、全て同じ文章です。

このことは、各事務担当課が、口裏を合わせていることは明らかでございます。また、「3 本件処分内容及び理由」の最後に句読点がないことをみると、文章をいわゆるコピーペーストでしていることは明白だと思料します。

このような形で、公文書開示を行っていることは、明らかに条例第1条の目的を逸脱しているものと確信します。

## (2) 本件処分2関係

ア 顔写真は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

イ 氏名の下の部分の、不開示理由がない。

ウ 職歴は、公務にかかる箇所があれば、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。かつ、弁明書にて学歴・経歴は理由として述べておりますが、職歴は述べていない。及び、●●新聞等で公開されているものである。

エ 報酬・賃金は、令和5年度当初予算の概要(甲第1号証)7枚目(4ページ)に人件費とあるので、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

オ 以前同様の公文書開示請求をした際に、顔写真は開示している。(甲第2号証)

カ 今回の公文書開示請求につき、公文書一部開示決定通知書(人事第29-3号、特滞第13-2号、管財第36-2号、安心第30-2号、保一第59-2号、保二第7-2号、谷保第11-2号、こ福第54-2号、スポ第16-2号、道管第82-2号、北清第24-2号、廃指第35-2号、環衛第40-2号)は、「4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」が全く同じであり、かつ、弁明書(人事第29-5号、特滞第13-3号、管財第36-3号、安心第30-3号、保一第59-3号、保二第7-3号、谷保第11-3号、こ福第54-3号、スポ第16-3号、道管第82-3号)については、公文書番号、日付、市長の下扱い、及び管財第36-3号が「2 審査請求に係る公文書の件名(2) 鹿児島市本庁舎衛視業務嘱託職員応募申込書」が他と異なっていることを除き、全て同じ文章です。

このことは、各事務担当課が、口裏を合わせていることは明らかでございます。また、「3 本件処分内容及び理由」の最後に句読点がないことをみると、文章をいわゆるコピーペーストでしていることは明白だと思料します。

このような形で、公文書開示を行っていることは、明らかに、条例第1条の目的を逸脱しているものと確信します。

## (3) 本件処分3関係

ア 顔写真は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

イ 免許・資格において、国家または公的資格等公に表示できるものは、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

ウ 職歴は、公務にかかる箇所があれば、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。かつ、弁明書にて学歴・経歴は理由として述べておりますが、職歴は述べていない。及び、●●新聞等で公開されているものである。

エ 志望動機、自己PRは、公務にかかる重要な内容となるので、条例第7条第2号た

だし書ウに該当する。かつ、弁明書にて理由を示していない。

オ 報酬・賃金は、令和5年度当初予算の概要（甲第1号証）7枚目（4ページ）に人件費とあるので、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

カ 以前同様の公文書開示請求をした際に、顔写真は開示している。（甲第2号証）

キ 今回の公文書開示請求につき、公文書一部開示決定通知書（人事第29-3号、特滞第13-2号、管財第36-2号、安心第30-2号、保一第59-2号、保二第7-2号、谷保第11-2号、こ福第54-2号、スポ第16-2号、道管第82-2号、北清第24-2号、廃指第35-2号、環衛第40-2号）は、「4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」が全く同じであり、かつ、弁明書（人事第29-5号、特滞第13-3号、管財第36-3号、安心第30-3号、保一第59-3号、保二第7-3号、谷保第11-3号、こ福第54-3号、スポ第16-3号、道管第82-3号）については、公文書番号、日付、市長の下の扱い、及び管財第36-3号が「2 審査請求に係る公文書の件名(2) 鹿児島市本庁舎衛視業務嘱託職員応募申込書」が他と異なっていることを除き、全て同じ文章です。

このことは、各事務担当課が、口裏を合わせていることは明らかでございます。また、「3 本件処分内容及び理由」の最後に句読点がないことをみると、文章をいわゆるコピーペーストでしていることは明白だと思料します。

このような形で、公文書開示を行っていることは、明らかに、条例第1条の目的を逸脱しているものと確信します。

#### (4) 本件処分4 関係

ア 顔写真は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

イ 職歴は、公務にかかる箇所があれば、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。かつ、弁明書にて学歴・経歴は理由として述べておりますが、職歴は述べていない。及び、●●新聞等で公開されているものである。

ウ 免許・資格において、国家または公的資格等公に表示できるものは、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

エ 志望動機は、公務にかかる重要な内容となるので、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。かつ、弁明書にて理由を示していない。

オ 報酬・賃金は、令和5年度当初予算の概要（甲第1号証）7枚目（4ページ）に人件費とあるので、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

カ 以前同様の公文書開示請求をした際に、顔写真は開示している。（甲第2号証）

キ 今回の公文書開示請求につき、公文書一部開示決定通知書（人事第29-3号、特滞第13-2号、管財第36-2号、安心第30-2号、保一第59-2号、保二第7-2号、谷保第11-2号、こ福第54-2号、スポ第16-2号、道管第82-2号、北清第24-2号、廃指第35-2号、環衛第40-2号）は、「4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」が全く同じであり、かつ、弁明書（人事第29-5号、特滞第13-3号、管財第36-3号、安心第30-3号、保一第59-3号、保二第7-3号、谷保第11-3号、こ福第54-3号、スポ第16-3号、道管第82-3号）については、公文書番号、

日付、市長の下の扱い、及び管財第36-3号が「2 審査請求に係る公文書の件名(2) 鹿児島市本庁舎衛視業務嘱託職員応募申込書」が他と異なっていることを除き、全て同じ文章です。

このことは、各事務担当課が、口裏を合わせていることは明らかでございます。また、「3 本件処分内容及び理由」の最後に句読点がないことをみると、文章をいわゆるコピーペーストでしていることは明白だと思料します。

このような形で、公文書開示を行っていることは、明らかに、条例第1条の目的を逸脱しているものと確信します。

#### (5) 本件処分5関係

ア 顔写真は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

イ 氏名の下の部分の、不開示の理由がない。

ウ 職歴は、公務にかかる箇所があれば、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。かつ、弁明書にて学歴・経歴は理由として述べておりますが、職歴は述べていない。及び、●●新聞等で公開されているものである。

エ 免許・資格において、国家または公的資格等公に表示できるものは、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

オ 志望の動機は、公務にかかる重要な内容となるので、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。かつ、弁明書にて理由を示していない。

カ 報酬・賃金は、令和5年度当初予算の概要(甲第1号証)7枚目(4ページ)に人件費とあるので、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

キ 以前同様の公文書開示請求をした際に、顔写真は開示している。(甲第2号証)

ク 今回の公文書開示請求につき、公文書一部開示決定通知書(人事第29-3号、特滞第13-2号、管財第36-2号、安心第30-2号、保一第59-2号、保二第7-2号、谷保第11-2号、こ福第54-2号、スポ第16-2号、道管第82-2号、北清第24-2号、廃指第35-2号、環衛第40-2号)は、「4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」が全く同じであり、かつ、弁明書(人事第29-5号、特滞第13-3号、管財第36-3号、安心第30-3号、保一第59-3号、保二第7-3号、谷保第11-3号、こ福第54-3号、スポ第16-3号、道管第82-3号)については、公文書番号、日付、市長の下での扱い、及び管財第36-3号が「2 審査請求に係る公文書の件名(2) 鹿児島市本庁舎衛視業務嘱託職員応募申込書」が他と異なっていることを除き、全て同じ文章です。

このことは、各事務担当課が、口裏を合わせていることは明らかでございます。また、「3 本件処分内容及び理由」の最後に句読点がないことをみると、文章をいわゆるコピーペーストでしていることは明白だと思料します。

このような形で、公文書開示を行っていることは、明らかに、条例第1条の目的を逸脱しているものと確信します。

#### (6) 本件処分6関係

ア 顔写真は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

イ 氏名の下の部分の、不開示の理由がない。

ウ 役職・階級は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。かつ、●●新聞等で公開されているものである。

エ 採用年月日は、条例第7条ただし書ウに該当する。

オ 勤務経験は、公務にかかる箇所があれば、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。かつ、弁明書にて理由を示していない。かつ、●●新聞等で公開されているものである。

カ 免許・資格において、国家または公的資格等公に表示できるものは、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

キ 報酬・賃金は、令和5年度当初予算の概要（甲第1号証）7枚目（4ページ）に人件費とあるので、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

ク 以前同様の公文書開示請求をした際に、顔写真は開示している。（甲第2号証）

ケ 今回の公文書開示請求につき、公文書一部開示決定通知書（人事第29-3号、特滞第13-2号、管財第36-2号、安心第30-2号、保一第59-2号、保二第7-2号、谷保第11-2号、こ福第54-2号、スポ第16-2号、道管第82-2号、北清第24-2号、廃指第35-2号、環衛第40-2号は、「4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」が全く同じであり、かつ、弁明書（人事第29-5号、特滞第13-3号、管財第36-3号、安心第30-3号、保一第59-3号、保二第7-3号、谷保第11-3号、こ福第54-3号、スポ第16-3号、道管第82-3号）については、公文書番号、日付、市長の下での扱い、及び管財第36-3号が「2 審査請求に係る公文書の件名(2) 鹿児島市本庁舎衛視業務嘱託職員応募申込書」が他と異なっていることを除き、全て同じ文章です。

このことは、各事務担当課が、口裏を合わせていることは明らかでございます。また、「3 本件処分内容及び理由」の最後に句読点がないことをみると、文章をいわゆるコピーペーストでしていることは明白だと思料します。

このような形で、公文書開示を行っていることは、明らかに、条例第1条の目的を逸脱しているものと確信します。

#### (7) 本件処分7関係

ア 顔写真は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

イ 氏名の下の部分の、不開示の理由がない。

ウ 階級・職名は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。かつ、●●新聞等で公開されているものである。

エ 採用年月日は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

オ 勤務経験は、公務にかかる箇所があれば、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。かつ、弁明書にて理由を示していない。及び、●●新聞等で公開されているものである。

カ 免許・資格において、国家または公的資格等公に表示できるものは、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

キ 報酬・賃金は、令和5年度当初予算の概要（甲第1号証）7枚目（4ページ）に人件費とあるので、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

ク 以前同様の公文書開示請求をした際に、顔写真は開示している。(甲第2号証)

ケ 今回の公文書開示請求につき、公文書一部開示決定通知書(人事第29-3号、特滞第13-2号、管財第36-2号、安心第30-2号、保一第59-2号、保二第7-2号、谷保第11-2号、こ福第54-2号、スポ第16-2号、道管第82-2号、北清第24-2号、廃指第35-2号、環衛第40-2号)は、「4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」が全く同じであり、かつ、弁明書(人事第29-5号、特滞第13-3号、管財第36-3号、安心第30-3号、保一第59-3号、保二第7-3号、谷保第11-3号、こ福第54-3号、スポ第16-3号、道管第82-3号)については、公文書番号、日付、市長の下の扱い、及び管財第36-3号が「2 審査請求に係る公文書の件名(2) 鹿児島市本庁舎衛視業務嘱託職員応募申込書」が他と異なっていることを除き、全て同じ文章です。

このことは、各事務担当課が、口裏を合わせていることは明らかでございます。また、「3 本件処分内容及び理由」の最後に句読点がないことをみると、文章をいわゆるコピーペーストでしていることは明白だと思料します。

このような形で、公文書開示を行っていることは、明らかに、条例第1条の目的を逸脱しているものと確信します。

#### (8) 本件処分8関係

ア 顔写真は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

イ 氏名の下の部分の、不開示の理由がない。

ウ 職歴は、公務にかかる箇所があれば、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。かつ、弁明書にて学歴・経歴は理由として述べておりますが、職歴は述べていない。及び、●●新聞等で公開されているものである。

エ 免許・資格において、国家または公的資格等公に表示できるものは、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

オ 報酬・賃金は、令和5年度当初予算の概要(甲第1号証)7枚目(4ページ)に人件費とあるので、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

カ 以前同様の公文書開示請求をした際に、顔写真は開示している。(甲第2号証)

キ 今回の公文書開示請求につき、公文書一部開示決定通知書(人事第29-3号、特滞第13-2号、管財第36-2号、安心第30-2号、保一第59-2号、保二第7-2号、谷保第11-2号、こ福第54-2号、スポ第16-2号、道管第82-2号、北清第24-2号、廃指第35-2号、環衛第40-2号)は、「4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」が全く同じであり、かつ、弁明書(人事第29-5号、特滞第13-3号、管財第36-3号、安心第30-3号、保一第59-3号、保二第7-3号、谷保第11-3号、こ福第54-3号、スポ第16-3号、道管第82-3号)については、公文書番号、日付、市長の下の扱い、及び管財第36-3号が「2 審査請求に係る公文書の件名(2) 鹿児島市本庁舎衛視業務嘱託職員応募申込書」が他と異なっていることを除き、全て同じ文章です。

このことは、各事務担当課が、口裏を合わせていることは明らかでございます。ま

た、「3 本件処分内容及び理由」の最後に句読点がないことをみると、文章をいわゆるコピーペーストでしていることは明白だと思料します。

このような形で、公文書開示を行っていることは、明らかに、条例第1条の目的を逸脱しているものと確信します。

(9) 本件処分9関係

ア 顔写真は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

イ 階級は、公務にかかる箇所があれば、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。かつ、弁明書にて、理由を示していない。及び、●●新聞等で公開されているものである。

ウ 採用年月日は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

エ 現役職は、公務にかかる箇所があれば、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。かつ、弁明書にて、理由を示していない。及び、●●新聞等で公開されているものである。

オ 勤務経験は、公務にかかる箇所があれば、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。かつ、弁明書にて、理由を示していない。及び、●●新聞等で公開されているものである。

カ 免許・資格において、国家または公的資格等公に表示できるものは、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

キ 報酬・賃金は、令和5年度当初予算の概要（甲第1号証）7枚目（4ページ）に人件費とあるので、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

ク 以前同様の公文書開示請求をした際に、顔写真は開示している。（甲第2号証）

ケ 今回の公文書開示請求につき、公文書一部開示決定通知書（人事第29-3号、特滞第13-2号、管財第36-2号、安心第30-2号、保一第59-2号、保二第7-2号、谷保第11-2号、こ福第54-2号、スポ第16-2号、道管第82-2号、北清第24-2号、廃指第35-2号、環衛第40-2号）は、「4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」が全く同じであり、かつ、弁明書（人事第29-5号、特滞第13-3号、管財第36-3号、安心第30-3号、保一第59-3号、保二第7-3号、谷保第11-3号、こ福第54-3号、スポ第16-3号、道管第82-3号）については、公文書番号、日付、市長の下での扱い、及び管財第36-3号が「2 審査請求に係る公文書の件名(2) 鹿児島市本庁舎監視業務嘱託職員応募申込書」が他と異なっていることを除き、全て同じ文章です。

このことは、各事務担当課が、口裏を合わせていることは明らかでございます。また、「3 本件処分内容及び理由」の最後に句読点がないことをみると、文章をいわゆるコピーペーストでしていることは明白だと思料します。

このような形で、公文書開示を行っていることは、明らかに、条例第1条の目的を逸脱しているものと確信します。

(10) 本件処分10関係

ア 顔写真は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

イ 氏名の下の部分の、不開示の理由がない。



ウ 階級は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。かつ、●●新聞等で公開されているものである。

エ 採用年月日は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

オ 勤続経験は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。かつ、●●新聞等で公開されているものである。

カ 免許・資格において、国家または公的資格等公に表示できるものは、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

キ 報酬・賃金は、令和5年度当初予算の概要（甲第1号証）7枚目（4ページ）に人件費とあるので、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

ク 以前同様の公文書開示請求をした際に、顔写真は開示している。（甲第2号証）

ケ 今回の公文書開示請求につき、公文書一部開示決定通知書（人事第29-3号、特滞第13-2号、管財第36-2号、安心第30-2号、保一第59-2号、保二第7-2号、谷保第11-2号、こ福第54-2号、スポ第16-2号、道管第82-2号、北清第24-2号、廃指第35-2号、環衛第40-2号は、「4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」が全く同じであり、かつ、弁明書（人事第29-5号、特滞第13-3号、管財第36-3号、安心第30-3号、保一第59-3号、保二第7-3号、谷保第11-3号、こ福第54-3号、スポ第16-3号、道管第82-3号）については、公文書番号、日付、市長の下の扱い、及び管財第36-3号が「2 審査請求に係る公文書の件名(2) 鹿児島市本庁舎衛視業務嘱託職員応募申込書」が他と異なっていることを除き、全て同じ文章です。

このことは、各事務担当課が、口裏を合わせていることは明らかでございます。また、「3 本件処分内容及び理由」の最後に句読点がないことをみると、文章をいわゆるコピーペーストでしていることは明白だと思料します。

このような形で、公文書開示を行っていることは、明らかに、条例第1条の目的を逸脱しているものと確信します。

### 3 口頭意見陳述による主張要旨

#### (1) 顔写真の開示について

ア 以前、同様の開示請求をした際には写真が開示されていた。また、市道の境界確定に関する公文書の開示請求を行った際は、開示文書中の市職員の顔写真は開示されていた。

イ 市職員の名札には、顔写真が掲載されており、氏名と写真は常に公開されている。

#### (2) 報酬額の不開示について

ア 市の予算に関する公開資料では、人件費は公開されている。

イ 人事運営に関する公開資料では、各級の給料表が公開されている。

(3) 公務員に関する情報は、プライバシー性の高い情報以外は、個人情報として保護されるものではないと考えている。

(4) マスキングした箇所の理由の記載がなく、項目すら分からない。

(5) 志望動機については、個人識別性もなく、どういう人が採用されたか市民の知る権利があるはずである。

(6) 警察職の経歴として、所属部署を開示していないものが多く、公務に関わるものであれば開示すべきである。人事異動の公表の際は、所属、階級、役職等全て新聞報道で公開されている。

#### 第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分1から本件処分10までの各処分について、実施機関の説明を要約すると、以下のとおりであった。

本件開示は、審査請求人からの開示請求に対し、本市職員の人事異動伺（会計年度任用職員）、履歴書及び鹿児島市本庁舎衛視業務嘱託員応募申込書を対象文書として特定し、一部開示を行ったものである。

不開示とした職員の生年月日、年齢、現住所、電話番号、学歴・経歴、顔写真、報酬・賃金その他個人に関する記載箇所は、これらの情報が公にすることが予定されているものではなく、また、職務の遂行に係る情報にも当たらないことから、鹿児島市情報公開条例第7条第2号に規定する不開示情報である。

以上のことから、本件処分は適法・妥当である。

#### 第5 審査請求の審理手続の併合について

令和5年7月24日、審査庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第39条の規定により、本件処分1から本件処分10まで（以下これらを総称して「本件処分」という。）に対する審査請求10件に関する審理手続を併合した。

#### 第6 審査会の判断等

##### 1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

##### 2 審査会の判断

###### (1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関で任用する会計年度任用職員のうち、その職務の性質上、警察関係の業務経験を要する職に任用されている職員が分かる公文書として実施機関の任用課ごとに特定した下記の公文書である。

ア 本件処分1、本件処分2及び本件処分4から10まで

人事異動伺（会計年度任用職員）及び履歴書

イ 本件処分3

人事異動伺（会計年度任用職員）及び鹿児島市本庁舎衛視業務嘱託員応募申込書（以下「応募申込書」という。）

###### (2) 条例に規定する不開示情報について

条例第7条第2号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に加え、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。「個人に関する情報」とは、個人に関連する一切の事項であり、具体的には、思想、心身の状

況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人の情報とされている。

また、同号ただし書アでは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を、同号ただし書ウでは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報（以下「職務遂行情報」という。）であるときは、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は、不開示とする個人情報から除外される旨が規定されている。

職務遂行情報は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象としており、公務員等の情報であっても、公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報等は、職務遂行情報に当たらないとされている。

### (3) 本件処分の妥当性について

本件処分は、条例第7条第2号により、職員の個人に関する情報を不開示としていることから、以下この点について、不開示とした部分ごとに検討する。

#### ア 人事異動伺（会計年度任用職員）

##### (7) 報酬・賃金（本件処分1から10まで関係）

審査請求人は反論書において、当初予算概要の公開資料で人件費が示されていること及び口頭意見陳述において、人事運営に関する公開資料で各級の給料表が公開されている旨を主張している。

審査請求人が主張する当初予算概要の公開資料は人件費の総額が示されたものであり、人事運営に関する公開資料は一般職員に関するもので、会計年度任用職員が含まれたものではないことから、これらによって会計年度任用職員の報酬・賃金が明らかになっているとはいえない。

一方で、会計年度任用職員の給与等については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定により条例でこれを定めなければならないとされており、鹿児島市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）において職務の級、号級及び給料月額が定められている。

この規定はいわゆる「給与条例主義」の現れであり、その趣旨は地方公務員の給与等について民主的統制を図ることにあり、その支出については透明性が強く求められるところである。

したがって、会計年度任用職員の給与等についても、個々の職についての具体的な基準額などは、「公にすることが予定されている情報」として原則として公開されるべきものと考えられる。

しかしながら、本件対象公文書に記載された報酬・賃金については、本件対象公文書において氏名が開示されていることから、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当することは明らかであり、そうすると、記載された報酬・賃金については、単に個々の職についての具体的な基準額というものではなく、個人情報性の極めて高い情報といわざるを得ないところであり、「公にすることが予定されている情報」には該当しないと解するのが相当である。

したがって、条例第7条第2号に該当し、同号のただし書のいずれにも当たらず、不開示が妥当である。

(イ) 年齢（本件処分1から10まで関係）

年齢は、個人に関する情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも当たらず、不開示が妥当である。

イ 履歴書又は応募申込書

(ア) 顔写真（本件処分1から10まで関係）

顔写真は、特定の個人を識別することができる情報であり、第7条第2号に規定する個人情報に該当することは明らかであることから、同号ただし書の該当性について検討する。審査請求人は、市職員は顔写真が掲載された名札を着用し、顔写真と氏名を公開している旨を主張するが、当該名札に掲載された写真は、窓口対応等において実際に対面する市民等に対して表示するという業務上の必要性から掲載されているものであり、これをもって「公にされ又は公にすることが予定されている情報」ということはできない。また、審査請求人が別の開示請求において開示された境界確定に係る公文書には、境界確定のための立会いの際の写真が含まれているが、これは職務遂行情報として顔まで写った写真が記載されているものであり、職務遂行に係る文書ではない、本件対象公文書のような履歴書又は応募申込書とは異なるものである。よって、条例第7条第2号ただし書ア及びウのいずれにも当たらず、不開示が妥当である。

なお、以前の同様の開示請求において顔写真が開示されているとの主張については、その当時の判断により決定されたものであり、一度開示されたからといって、その後の処分まで拘束されるものではなく、本件処分の判断に影響を与えるものではない。

(イ) 現住所、現住所以外の連絡先、電話番号及び電子メールアドレス（本件処分1から10まで関係）

現住所、現住所以外の連絡先（本件処分2のみ）、電話番号及び電子メールアドレス（本件処分2及び4のみ）は、個人に関する情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも当たらず、不開示が妥当である。

(ウ) 生年月日及び年齢（本件処分1から10まで関係）並びに性別（本件処分2、4、5及び8関係）

生年月日及び年齢並びに性別は、個人に関する情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも当たらず、不開示が妥当である。

なお、審査請求人が本件処分2、5から8まで及び10に対して「氏名の下の部分の、不開示の理由がない。」と主張しているが、審査会において、不開示箇所を被覆する前の本件対象公文書を確認したところ、審査請求人が主張する「氏名の下部分」には、本件処分2、5及び8に係る本件対象公文書には生年月日、年齢及び性別が、本件処分6、7及び10に係る本件対象公文書には生年月日及び年齢が記載されていた。これらは、文書の様式上、記載項目が表示されていないため、不開示情報を被覆した結果、記載されている項目が判別できなくなったものであり、本件処分の決定通知においては、「・・・生年月日、年齢、・・・その他個人に関する情報」として記載されており、理由の記載がもれているものではなかった。

(エ) 学歴及び職歴（本件処分1、2から5まで及び8関係）

学歴及び職歴は個人に関する情報であるが、実施機関によると、職歴のうち警察関係の業務についていたことが分かる情報は、現に本市で任用されている職に関わる内容であるため、経歴のうちの最終所属部署が分かる範囲で開示を行っており、「鹿児島県警」、「鹿児島中央警察署交通課指導係」等、開示内容に差異があるのは、本件対象公文書に元々記載されている内容が異なるためであり、上記の考え方に基づいて各課において開示の決定を行ったとのことであった。

学歴及び職歴が個人に関する情報であることを鑑みると、職歴のうち警察関係の業務についていたことが分かる情報のみを開示し、その他の部分を不開示としたことは妥当である。

(オ) 勤務経験（本件処分6、7、9及び10関係）

この部分は、本件対象公文書に記載された職員の、警察関係業務に在職中における職種毎の経験年数や出向歴の情報が記載されている。実施機関によると、会計年度任用職員として任用されるに当たり、これらの職種毎の経験年数等は業務遂行に直接関わるものではないとのことであるため、条例第7条第2号ただし書ウに当たらず、個人に関する情報として、不開示が妥当である。

(カ) 階級、職名（現役職名）、採用年月日及び勤続年数並びに最終学歴（本件処分6、7、9及び10関係）

階級（本件処分10を除く。）、職名（現役職名）、採用年月日及び勤続年数並びに最終学歴は、本件対象公文書に記載された職員に係る警察関係業務の退職時における状況等に関する情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない個人に関する情報であり、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、(エ)のうちの職歴、(オ)勤務経験並びに(カ)のうちの階級及び職名（現役職名）については、人事異動時等に新聞等で報道されており、公にされている情報である旨を主張するが、当該報道は、人事異動時における状況を明らかにしているにすぎず、これをもって特定の職員の経歴等の情報を「公になっている情報」であるとはいえず、この点から、実施機関がこれらの情報を不開示としたことは妥当である。

(キ) 免許及び資格（本件処分1及び3から10まで関係）

免許及び資格について、審査請求人は、「国家又は公的資格等公に表示できるものは条例第7条第2号ただし書ウに該当する。」旨を主張するが、これらの情報は、職務遂行情報として記載された情報ではなく、本件対象公文書に記載された職員の個人に関する情報であり、不開示が妥当である。

(ク) 自己PR、志望の動機（、特技並びに好きな学科など）（本件処分3から5まで関係）

自己PR及び志望の動機（、特技並びに好きな学科など）について、審査請求人は「公務にかかる重要な内容となるので、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。」旨を主張するが、これらの情報は、会計年度任用職員としての任用前に表明された個人の内心に関する情報であり、職務遂行情報であるとはいえず、条例第7条第2号ただし書ウに当たらないため、不開示が妥当である。

(ケ) パソコン操作の可否又はパソコン技能（本件処分1及び3関係）、通勤時間、扶

養家族数、配偶者、配偶者の扶養義務及び本人希望記入欄（本件処分4、5及び8関係）並びに健康状態及び扶養家族（本件処分6、7、9及び10関係）

これらの情報は、いずれも条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも当たらず、不開示が妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は各事務担当課が打合せの上で決定を行っていることが、条例第1条の目的を逸脱している旨を主張しているが、同じ内容の開示請求に対して、統一的な開示を行うことに特段不合理な点はなく、条例第1条の目的を逸脱しているとは認められない。

また、審査請求人のその他種々の主張も審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別表

処分	対象公文書	不開示部分	審査会の判断	
			開示・不開示	第7条該当号
本件処分1	人事異動伺（会計年度任用職員）	報酬・賃金	不開示	2号
		年齢	不開示	2号
	履歴書	顔写真	不開示	2号
		生年月日・年齢	不開示	2号
		現住所	不開示	2号
		電話番号	不開示	2号
		学歴・職歴（本件処分1において開示した部分を除く。）	不開示	2号
		免許・資格	不開示	2号
パソコン操作の可否	不開示	2号		
本件処分2	人事異動伺（会計年度任用職員）	報酬・賃金	不開示	2号
		年齢	不開示	2号
	履歴書	顔写真	不開示	2号
		生年月日・年齢	不開示	2号
		性別	不開示	2号
		現住所、現住所以外の連絡先	不開示	2号
		電話番号・電子メール	不開示	2号
		学歴・職歴（本件処分2において開示した部分を除く。）	不開示	2号
本件処分3	人事異動伺（会計年度任用職員）	報酬・賃金	不開示	2号
		年齢	不開示	2号
	鹿児島市本庁舎衛視業務嘱託員 応募申込書	顔写真	不開示	2号
		生年月日・年齢	不開示	2号
		現住所	不開示	2号
		電話番号	不開示	2号
		免許・資格等	不開示	2号
		パソコン技能	不開示	2号
		学歴・職歴（本件処分3において開示した部分を除く。）	不開示	2号
		志望動機・自己PR	不開示	2号

別表

処分	対象公文書	不開示部分	審査会の判断	
			開示・不開示	第7条該当号
本件処分4	人事異動伺（会計年度任用職員）	報酬・賃金	不開示	2号
		年齢	不開示	2号
	履歴書	顔写真	不開示	2号
		生年月日・年齢	不開示	2号
		性別	不開示	2号
		現住所	不開示	2号
		電話番号・電子メール（記入されている場合）	不開示	2号
		学歴・職歴（本件処分4において開示した部分を除く。）	不開示	2号
		免許・資格（記入されている場合）	不開示	2号
		志望の動機、特技、好きな学科など（記入されている場合）	不開示	2号
		通勤時間、扶養家族数、配偶者、配偶者の扶養義務	不開示	2号
		本人希望記入欄（記入されている場合）	不開示	2号
		本件処分5	人事異動伺（会計年度任用職員）	報酬・賃金
年齢	不開示			2号
履歴書	顔写真		不開示	2号
	生年月日・年齢		不開示	2号
	性別		不開示	2号
	現住所		不開示	2号
	電話番号		不開示	2号
	学歴・職歴		不開示	2号
	免許・資格（本件処分5において開示した部分を除く。）		不開示	2号
	志望の動機、特技、自己PRなど		不開示	2号
	通勤時間、扶養家族数、配偶者、配偶者の扶養義務		不開示	2号
	本人希望記入欄		不開示	2号



別表

処分	対象公文書	不開示部分	審査会の判断	
			開示・不開示	第7条該当号
本件処分6	人事異動伺（会計年度 任用職員）	報酬・賃金	不開示	2号
		年齢	不開示	2号
	履歴書	顔写真	不開示	2号
		生年月日・年齢	不開示	2号
		住所	不開示	2号
		電話番号	不開示	2号
		役職・階級、採用年月日、勤続年数	不開示	2号
		勤務経験	不開示	2号
		最終学歴	不開示	2号
		免許・資格	不開示	2号
		健康状態	不開示	2号
		扶養家族	不開示	2号
本件処分7	人事異動伺（会計年度 任用職員）	報酬・賃金	不開示	2号
		年齢	不開示	2号
	履歴書	顔写真	不開示	2号
		生年月日・年齢	不開示	2号
		住所	不開示	2号
		電話番号	不開示	2号
		階級・職名、採用年月日、勤続年数	不開示	2号
		勤務経験	不開示	2号
		最終学歴	不開示	2号
		免許・資格	不開示	2号
		健康状態	不開示	2号
		扶養家族	不開示	2号

別表

処分	対象公文書	不開示部分	審査会の判断	
			開示・不開示	第7条該当号
本件処分8	人事異動伺（会計年度 任用職員）	報酬・賃金	不開示	2号
		年齢	不開示	2号
	履歴書	顔写真	不開示	2号
		生年月日・年齢	不開示	2号
		性別	不開示	2号
		現住所	不開示	2号
		電話番号	不開示	2号
		学歴・職歴（本件処分8において開示した部分 を除く。）	不開示	2号
		免許・資格	不開示	2号
		通勤時間、扶養家族数、配偶者、配偶者の扶養 義務	不開示	2号
本件処分9	人事異動伺（会計年度 任用職員）	報酬・賃金	不開示	2号
		年齢	不開示	2号
	履歴書	顔写真	不開示	2号
		生年月日・年齢	不開示	2号
		階級、採用年月日、勤続年数、現役職名	不開示	2号
		勤務経験	不開示	2号
		最終学歴	不開示	2号
		免許・資格	不開示	2号
		健康状態	不開示	2号
		扶養家族	不開示	2号
住所・電話番号	不開示	2号		

## 別表

処分	対象公文書	不開示部分	審査会の判断	
			開示・不開示	第7条該当号
本件処分10	人事異動伺（会計年度 任用職員）	報酬・賃金	不開示	2号
		年齢	不開示	2号
	履歴書	顔写真	不開示	2号
		生年月日・年齢	不開示	2号
		住所	不開示	2号
		電話番号	不開示	2号
		役職名、採用年月日、勤続年数	不開示	2号
		勤務経験	不開示	2号
		最終学歴	不開示	2号
		免許・資格	不開示	2号
		健康状態	不開示	2号
		扶養家族	不開示	2号

## 審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和5年7月31日	鹿児島市長からの諮問を受けた。
令和5年8月7日	開示請求人(審査請求人)から口頭意見陳述の申立てを受けた。
令和5年8月23日 (第3回審査会)	諮問の審議を行った。
令和5年9月26日 (第4回審査会)	開示請求人(審査請求人)から意見聴取を行った。 諮問の審議を行った。
令和5年10月27日 (第5回審査会)	答申案の審議を行った。